

平成 30 年度国有財産監査の結果について

沖縄総合事務局においては、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、国有財産の実地監査を実施しています。

1. 平成 30 年度監査結果

平成 30 年度においては、9 件の監査を実施し、そのうち 5 件（55.6%）について問題点を指摘しました。

なお、指摘事案の概要については、別紙のとおりとなっています。

区分	実施件数	指摘件数	指摘区分
庁舎等の公用財産に対する監査	9	5	是正 4 検討 1

※指摘区分

○是正：その使用状況について、効率性・経済性・社会ニーズ等の観点から、他の用途への変更、用途廃止等の適切な措置を講じなければならないもの。国有財産関係法令及びこれらの運用に係る通達に明らかに違反する処理。

○検討：事案の内容等から、改善に向けた方策が種々見込まれ、部局等の中で最適な方策について慎重な検討を要するもの。

2. 平成 24、25、26、27、28 年度の指摘事案のフォローアップ結果

当局では、実地監査に基づき指摘した事案について、毎年度、進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して処理の促進を図るため、フォローアップを行っています。

24 年度監査において指摘した 6 件のうち、是正・改善等が図られた事案は 2 件（33.3%）25 年度監査において指摘した 7 件のうち、是正・改善が図られた事案は 5 件（71.4%）、26 年度監査において指摘した 3 件のうち、是正・改善が図られた事案は 2 件（66.7%）、27 年度監査において指摘した 2 件のうち、是正・改善が図られた事案は 1 件（50.0%）、28 年度監査において指摘した 4 件のうち、是正・改善が図られた事案は 2 件（50.0%）となっています。

今後も引き続き、是正・改善の促進のためのフォローアップを実施していきます。

(参考)

1. 国有財産の監査

財務大臣は、国有財産法第10条第1項等の規定に基づき、各省各庁が所管する国有財産等について、実地監査を実施しています。また、国有財産法第9条第2項の規定に基づき、財務大臣は国有財産の総括に関する事務の一部を部局等の長に分掌させています。

2. 全国の平成30年度国有財産監査の結果について

財務省HPにて公表しています。

[〈https://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2018/index.html〉](https://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2018/index.html)

平成30年度監査結果（指摘事案）一覧表

公用財産

番号	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘区分	事例の内容
1	法務省	那覇地方検察庁	一般	—	沖縄区検察庁(分室)庁舎	沖縄県宜野湾市我如古2-614-1	検討	沖縄区検察庁(分室)庁舎は、交通裁判の送致件数の減少に伴い、非効率な使用となっていることから、代替施設での業務実施の検討や、必要規模の見直し及び周辺官署の移転受入れ等による有効活用策の検討を行う必要がある。
2	財務省	沖縄国税事務所	一般	—	北那覇税務署	沖縄県浦添市宮城5-6-12	是正	北那覇税務署は、土地の国有財産台帳に図面を付属させておらず、敷地の範囲が特定できないことから、土地の図面を付属させる等の取組を行う必要がある。
3	財務省	沖縄国税事務所	一般	—	沖縄国税事務所北那覇分庁舎	沖縄県浦添市宮城5-6-12	是正	沖縄国税事務所北那覇分庁舎は、土地の国有財産台帳に図面を付属させておらず、敷地の範囲が特定できないことから、土地の図面を付属させる等の取組を行う必要がある。
4	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	—	南部国道事務所那覇空港自動車道出張所	沖縄県豊見城市田頭田原165-2	是正	南部国道事務所那覇空港自動車道出張所は、土地等が国有財産台帳に未登録であることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
5	国土交通省	沖縄総合事務局	自動車安全	検査	沖縄総合事務局陸運事務所	沖縄県浦添市字港川512-4	是正	沖縄総合事務局陸運事務所は、一般会計の工作物の一部が自動車安全特別会計所属の敷地に設置されていることから、有償使用承認を行う必要がある。